

会社分割に係る事前開示書類

(会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく書面)

2021 年 9 月 8 日

富士急行株式会社

会社分割に係る事前開示書類

2021年9月8日

富士急行株式会社
代表取締役社長 堀内光一郎

当社は、富士山麓電気鉄道株式会社（以下「吸収分割承継会社」という）との間で締結した2021年9月8日付吸収分割契約書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が吸収分割承継会社に対し当社の営む鉄道事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）を行うことといたしました。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙Ⅰ「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式の数に関する事項

本吸収分割に際して、当社は、吸収分割承継会社との間において、吸収分割承継会社普通株式1,800株を新たに発行し、その全てを当社に対して割り当て交付することと決めました。本吸収分割に当たり、当社に対して割当交付される吸収分割承継会社の普通株式については、吸収分割承継会社は当社の完全子会社であり、また、その全ての株式が当社に割当交付されることから、当社と吸収分割承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金、利益準備金等の額は以下のとおりであり、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断いたします。

①資本金 90,000,000円。分割後の乙の資本金は、100,000,000円とする。

②準備金 会社計算規則第37条に定めるところに従って、乙が定める額。

3. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙Ⅱ「設立時貸借対照表」のとおりです。

4. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

当社は、2021年3月1日付けにて、山梨県に対し、山梨県との県有地の賃貸借契約に関し当社に山梨県に対する損害賠償債務等の債務はないとして債務不存在確認等請求訴訟の提起をしておりましたが、これに対し、2021年7月9日付けで山梨県から以下のとおり反訴が提起されました。

(1) 訴訟（反訴）を提起された裁判所および年月日

①提起された裁判所：甲府地方裁判所

②反訴が提起された年月日：2021年7月9日

(2) 訴訟（反訴）の原因及び提起されるに至った経緯

当社は、山梨県南都留郡山中湖村他所在の山梨県有地（以下「本件土地」といいます。）につき、山梨県より、昭和2年以降90年以上にわたり、連綿と賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」といいます。）を締結して借り受けた上で、別荘地開発等を行ってまいりました。本件賃貸借契約に関し、当社は、山梨県自らが定めた手続に則って決定された賃料を受諾し、一定期間ごとに行われた改定にも応じ、これを支払ってまいりました。

ところが、山梨県は、2020年8月以降、突如としてこれまでの主張を翻し、土地賃貸借契約が違法無効だなどと主張するに至りました。当社は、山梨県の主張に対し、①過去の賃料は、山梨県自らが定めた手続に則り、適正な手続に基づいて定められてきたものであり、過去の賃料が低額で、差額につき当社に対する損害賠償請求権若しくは不当利得返還請求権が存在するとの山梨県の主張には根拠がないものとして、債務不存在確認請求訴訟を、②賃貸借契約は適正な手続に則って連綿と締結されてきたものであって、当社は本件土地に賃借権を有するものとして、賃借権確認請求訴訟を、それぞれ2021年3月1日、山梨県に対し、提起いたしました。

これに対し、今般、山梨県は、これらの訴訟に関連し、当社が県に損害を与えているものとして、反訴を提起したものです。

本件賃貸借契約につきましては、昭和2年より当社と山梨県が双方合意の下、適正な手続に則り締結されてきたものであり、賃料につきましても一定期間（近時は3年ごと）に見直しがなされ、山梨県側のルールに則り、公正なプロセスを経て県が決定した金額を受諾し、お支払いしていたものであります。

当社は、90年以上前から、山梨県の承認を受けながら、未開の富士北麓エリアを景観や自然の保護を図りつつ着実に開発し、多くの地元の皆様、また、別荘所有者の皆様からのご信頼にもお応えしてまいりました。

しかし、山梨県の突然の方針転換や今回の反訴は、長年築き上げてきた相互の信頼関係を一方的に壊す行為であり、不可解で非常に残念である一方、決して受け入れられるものではありません。

今後、裁判を通じて当社の正当性を主張し、反訴請求は認められないことを明らかにしていく所存です。

(3) 訴訟を提起した者の概要

①名 称：山梨県

②所在地：山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

(4) 訴訟内容

①内 容：損害賠償請求訴訟

②請求金額：93億2277万0301円

(5) 当社の対応方針と今後について

当社といたしましては、山梨県の主張は根拠のないものであり、当社が損害賠償義務を負う理由はないものと考えております。今後、裁判において当社の正当性を主張して争っていく方針です。

なお、当該訴訟が当社の業績に与える影響は現時点ではないものと判断しております。

7. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の吸収分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

吸 収 分 割 契 約 書

富士急行株式会社（以下、「甲」という。）と富士山麓電気鉄道株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の営む鉄道事業の一切（以下、「本件事業」という。）を乙が承継する吸収分割に関し、次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、吸収分割の手法により本件事業に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（分割当事会社の商号及び住所）

第 2 条 甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商 号：富士急行株式会社

住 所：山梨県富士吉田市上吉田二丁目 5 番 1 号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商 号：富士山麓電気鉄道株式会社

住 所：山梨県南都留郡富士河口湖町船津 3641 番地

（分割に際して交付する株式及び割当）

第 3 条 乙は、分割に際して発行する普通株式 1,800 株を、甲に対して、割当交付する。

（増加すべき乙の資本金及び準備金）

第 4 条 乙が分割により増加する資本金及び準備金の額は、次の通りとする。

（1）資本金 90,000,000 円。分割後の乙の資本金は、100,000,000 円とする。

（2）準備金 会社計算規則第 37 条に定めるところに従って、乙が定める額。

（承継する権利義務）

第 5 条 甲は、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務（その詳細は別紙「承継権利義務明細表」に定める。）を、吸収分割の効力発生日において乙に引き継ぐ。

2 前項の債務の承継は、重畳的債務引き受けの方法による。

（吸収分割の効力発生日）

第 6 条 吸収分割の効力発生日は、2022 年 4 月 1 日（以下、「本件効力発生日」という。）とする。但し、吸収分割手続き進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(競業避止義務)

第7条 甲は、乙が承継する本件事業について競業避止義務を負わない。

(分割条件の変更及び分割契約の解除)

第8条 本契約締結の日から本件効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認が得られない時は、その効力を失う。

(規定外事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年 9月 8日

甲 山梨県富士吉田市上吉田二丁目5番1号
富士急行株式会社
代表取締役社長 堀内 光一郎

乙 山梨県南都留郡富士河口湖町船津3641番地
富士山麓電気鉄道株式会社
代表取締役社長 上原 厚

(別紙) 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙が、甲から、本件事業に属する資産・負債・契約関係その他これに付随する一切の権利義務を承継し、その明細は、以下のとおりとする。

1. 承継資産

(1) 流動資産

①現金及び預金

②本件事業に属する一切の流動資産

(未収金、貯蔵品・商品、前払費用、その他流動資産を含むが、これらに限られない。)

但し、甲乙が別途協議の上、異なる取り扱いに合意したものを除く。

(2) 固定資産

本件事業に属する一切の固定資産(土地、建物、構築物、機械装置、車両及び運搬具、工具器具備品、長期前払費用、その他固定資産を含むが、これらに限られない。)

但し、甲乙が別途協議の上、異なる取り扱いに合意したものを除く。

2. 承継負債

(1) 流動負債

①短期借入金、未払金

②その他本件事業に属する一切の流動負債(短期リース債務、預り金、前受金、その他流動負債を含むが、これらに限られない。)但し、甲乙が別途協議の上、異なる取り扱いに合意したものを除く。

(2) 固定負債

①本件事業に属する一切の固定負債(長期借入金、長期リース債務、その他固定資産を含むが、これらに限られない。但し、金融機関からの借入金を除く。)但し、甲乙が別途協議の上、異なる取り扱いに合意したものを除く。

3. 雇用契約以外の契約にかかる契約上の地位等

本件事業に属する取引基本契約、売買契約、賃貸借契約、リース契約、その他の契約における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務の一切。但し、乙に承継されない資産および負債に附帯または関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る。但し、甲乙が別途協議の上、異なる取り扱いに合意したものを除く。

4. 雇用契約にかかる契約上の地位等

乙は、本件効力発生日において、本件事業に主として従事する甲の従業員と甲との間の雇用契約及び甲と当該従業員との間の全ての権利義務(但し、効力発生日の前日において甲の鉄道管理センターに所属する従業員と甲との間の雇用契約及び甲と当該従業員との間の権利義務を除く。)を承継する。

5. 承継する許認可等

本件事業に関して甲が取得している一切の許可、認可、承認、登録および届出等のうち、法令上承継可能と認められるものの一切。

以上

別紙Ⅱ

吸収分割承継会社については確定した事業年度がありません。会社の成立の日における貸借対照表の内容は、以下のとおりです。

設立時貸借対照表
(2021年5月25日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,000,000		
現金及び預金	10,000,000		
		負債の部 合計	0
		純資産の部	
		株主資本	10,000,000
		資本金	10,000,000
		純資産合計	10,000,000
資産の部 合計	10,000,000	負債・純資産の部 合計	10,000,000

以 上